

○山口市道路占用料徴収条例（案）

※条例改正箇所のみ抜粋

※法定外公共物管理条例にあっては別表第1が該当

別表（第2条関係）

占用物件		単位	現行占用料	改正後占用料
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	570円
	第2種電柱		730円	880円
	第3種電柱		990円	1200円
	第1種電話柱		430円	510円
	第2種電話柱		680円	820円
	第3種電話柱		940円	1100円
	その他の柱類		43円	51円
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートルに つき1年	4円	5円
	地下に設ける電線その 他の線類		3円	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	500円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	260円	310円
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個につき1年	850円	1000円
	郵便差出箱及び信書便		360円	430円

	差出箱			
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	870 円	900 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	850 円	1000 円
法第 32 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	18 円	22 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		26 円	31 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		38 円	46 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		51 円	61 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		77 円	92 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		100 円	120 円
	外径が 0.4 メートル以上		180 円	220 円



	もの	けるもの	一トルにつき 1 年		
		地下に設 けるもの		2 6 0 円	3 1 0 円
		その他もの		8 5 0 円	1 0 0 0 円
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施 設		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年		8 5 0 円	1 0 0 0 円
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの		A に 0 . 0 0 4 を乗じて 得た額	A に 0 . 0 0 4 を乗じて得た 額
		階数が 2 のもの		A に 0 . 0 0 6 を乗じて 得た額	A に 0 . 0 0 6 を乗じて得た 額
		階数が 3 以上のも の		A に 0 . 0 0 7 を乗じて 得た額	A に 0 . 0 0 8 を乗じて得た 額
	上空に設ける通路			4 3 0 円	4 5 0 円
	地下に設ける通路			2 6 0 円	2 7 0 円
	その他もの			8 5 0 円	1 0 0 0 円
法第 32 条 第 1 項第 6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 日		9 円	9 円
	その他もの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 月		8 7 円	9 0 円

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円	90円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	900円
	標識		1本につき1年	680円	820円
	旗ざお	祭礼、縁日その他のに催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円	9円
		その他のもの	1本につき1月	87円	90円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他のに催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円	9円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円	90円
	アーチ	車道を横	1基につき1月	870円	900円

		断するもの			
		その他のもの		430円	450円
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	850円	1000円		
令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.03	Aに0.034	1を乗じて得た額	を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	87円	90円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		85円	100円		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014	Aに0.014	4を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017	Aに0.018	7を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地 下を除く。）に設けるも	階数が1のもの	Aに0.004	Aに0.004	4を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006	Aに0.006	

	の のもの		6 を乗じて 得た額	を乗じて得た 額
	階数が 3 以上のも の		Aに 0 . 0 0 7 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 0 8 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに 0 . 0 2 5 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 6 を乗じて得た 額
令第 7 条第 9 号に掲げ る施設	建築物		Aに 0 . 0 1 9 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 2 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに 0 . 0 1 4 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 1 5 を乗じて得た 額
令第 7 条第 10 号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物		Aに 0 . 0 2 2 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 4 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに 0 . 0 1 4 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 1 5 を乗じて得た 額
令第 7 条第 11 号に掲 げる応急仮	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの		Aに 0 . 0 1 9 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 2 を乗じて得た 額

設建築物	上空に設けるもの	Aに 0 . 0 2 2 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 4 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに 0 . 0 3 1 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 3 4 を乗じて得た 額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに 0 . 0 2 5 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 6 を乗じて得た 額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに 0 . 0 1 9 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 2 を乗じて得た 額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに 0 . 0 2 2 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 2 4 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに 0 . 0 3 1 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 3 4 を乗じて得た 額
		Aに 0 . 0 3 1 を乗じて 得た額	Aに 0 . 0 3 4 を乗じて得た 額